

## 熱中症予防を理由とした屋外施設運用変更に関して

昨今の外気温の異常的な上昇により、当施設の屋外施設利用において雨天含めキャンセルに関しての対応を2022年9月よりご案内しておりましたが、2024年7月1日より川崎市として暑さ事由による野外施設のキャンセル対応を以下のように統一させていただくこととなりましたのでご案内させていただきます。

### 【熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルの取り扱いについて】



### 【期間】

2024年7月1日(月)～2024年10月31日(木)

(令和7年以降は環境庁熱中症警戒アラート情報提供終了日利用予約分まで)

### 【適用条件】

対象の利用時間が利用日前日17時又は当日朝5時の発表において、環境庁「熱中症警戒アラートが神奈川県で発令されている」または

「暑さ指数観測地点「横浜」における暑さ指数が31度以上であること

\*利用時間前に予約者本人が連絡をしてきた場合のみ対象となります。

\*利用時間を過ぎて連絡をしてきた場合、又は連絡なしは対象外となります。

\*キャンセル後の再予約はできません。

### 【当施設の対象施設】

テニスコート、野球場、アーチェリー場

### 【利用開始後のキャンセルについて】

利用開始後、適用条件に基づき使用を中止せざるをえない場合は1時間ごと、残り利用時間相当額分を返金いたします。(要：施設へ電話申告)

\*時間を過ぎての申告、連絡なし中断は返金の対象外となります。

以上